

奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二号

奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会規則（平成十四年八月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第九条」に改める。

附 則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。